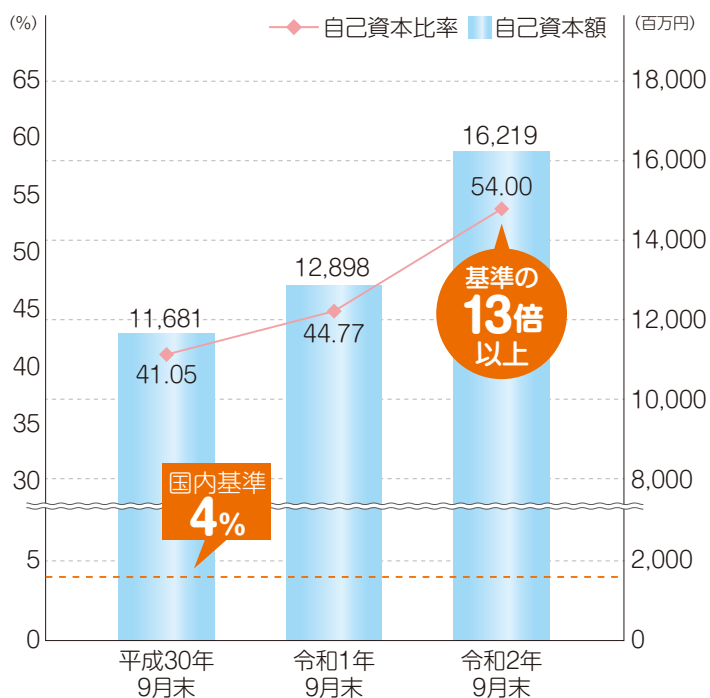


健全性について

単体自己資本比率の状況

令和2年9月末の当金庫の自己資本比率は、前年同月比9.23ポイント上昇の54.00%となり、**国内基準4%の13倍以上の高い水準**にあります。

自己資本は企業活動の基礎的な資金であり、外部負債に対する最終担保力となるものですから、自己資本比率が高いほど健全性が高いこととなります。



(単位:百万円)

	令和1年9月末	令和2年9月末
コア資本に係る基礎項目の額 (A)	13,145	16,474
コア資本に係る調整項目の額 (B)	247	254
自己資本の額 (C) = (A) - (B)	12,898	16,219
リスク・アセット等の額の合計額 (D)	28,806	30,031
自己資本比率 (C) / (D)	44.77%	54.00%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

金融再生法開示債権の状況

(単位:百万円)

	令和1年9月末	令和2年9月末
金融再生法上の不良債権 (A)	491	439
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	72	70
危険債権	399	368
要管理債権	19	0
正常債権	32,645	34,287
合計 (B)	33,137	34,727
保全全額 (C)	433	382
貸倒引当金 (D)	93	77
担保・保証等 (E)	340	305
保全全率 (C) / (A)	88.15%	86.97%
担保・保証等控除後債権に対する引当率 (D) / ((A) - (E))	61.52%	57.50%
不良債権比率 (A) / (B)	1.48%	1.27%

(注) 貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

Word

破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

要管理債権

「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。

正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。